かすかべ生協診療所 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する通所リハビリテーション事業所がすかべ生協診療所(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーションおよび、指定介護予防通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーションなどを提供することを自的とする。

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその 居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他 必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもっ て利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位および及び定員は、次のとおりとする。

- ② 称 かすかべ生協診療所
- ②所在地 埼玉県春日部市谷原2-4-7
- ③単 位 2単位
- ④定 員 40名 (1単位40名 2単位40名 (通常規模型))

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - ①管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所リハビリテーションおよび指定介護 予防通所リハビリテーションの利用に関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②医師1名

医師は、利用者の健康状態の管理及び従業者へ指示を行うとともに、サービス提供中に利用者の病状が急変または、転倒その他によるけが等の場合診察・診断・処置等を行う。

③理学療法士等リハビリ職員1名以上

医師の診療に基づいて通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法 その他必要なリハビリテーションを提供する。

④看護職員1名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、昼食時の見守り、保健衛生上の 指導や看護を行う。

⑤介護職員4名以上

介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助、昼食提供の支援見 守りを行う。

⑥運転手1名以上

運転手は、利用者の送迎のほか、通所リハビリおよび介護予防通所リハビリの提供に従事する。

⑦事務職員1名以上

介護報酬請求全般等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、祝日、及び12月30日から1月3日を除く。

- ②営業時間 8:30 ~ 17:00 までとする。
- ③サービス提供時間 1 単位: 9:00~12:30 2単位:13:00~16:00

(サービス提供の留意事頃)

第6条 指定通所リハビリテーションおよび指定介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

指定通所リハビリテーションおよび指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

- 2 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションおよび指定介護予防 通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又 はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 指定通所リハビリテーションおよび指定介護予防通所リハビリテーションの提供に 当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションは、常に利用者 の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサー ビスを利用者の希望に添って適切に提供する。

特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その持性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機

能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所 リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画を作成するもの とする。

- 2 管理者は、上記の通所リハビリ計画および介護予防通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画の作成に 当たっては、既に居宅サービス計画および介護予防サービス計画が作成されている場合 には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれ の利用者について、通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーショ ン計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料及びその他の 費用の額)

- 第8条 指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
 - 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - ①第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用 通常の事業の実施 地域を超えた地点から1キロメートルあたり110円
 - ②リハビリパンツ代・おむつ代 110円
 - ③ 尿取りパット代 22円
 - ④タオル代 1セット 110円
 - ⑤バスタオル代 43円
 - ⑥フェイスタオル代 22円
 - ⑦活動費 220円
 - ⑧昼食代 1食 700円
 - 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書 で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、春日部市、さいたま市岩槻区の区域とする。

(個人情報の保護)

- 第10条 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、「医療生協さいたまの個人情報保護方針」及び関連規程を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所の従業者が得た利用者および利用者家族の個人情報については、事業者での 介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供 については必要に応じて利用者又はその代理人および利用者家族の了解を得るもの とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 従業者は、利用者に対して従業者の支持に従ってサービス提供を受けてもらうよう 指示を行う。
 - 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 主事の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
 - (2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - (3) 体調不良等によって指定通所リハビリテーション等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する事がある。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
 - 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在 する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防にあっては 地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

- 第13錠 指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に 対応するための必要な措置を講じるものとする。
 - 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の 提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは紹介に応じ及び 市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、 当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体 連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言 を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して。市町 村等が派遣する者が相談及び助言を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力 するよう求める。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的 に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く
 - 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に用語する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、すべての職員等に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後1ケ月以内
 - ②継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった場合においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇 用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18年4月1日から施行する。

平成 19年4月1日一部改定。

平成 19年7月1日一部改定。

平成 20年2月1日一部改定。

平成 26年4月1日一部改定。

令和 3年12月1日一部改定。

令和 6年4月1日一部改定。

令和 6年12月1日一部改定。